特定非営利活動法人日本混合バレーボール連盟定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人日本混合バレーボール連盟という。

（事務所）

第2条　この法人は、事務所を東京都大田区におく。

（目的）

第3条　この法人は、広く一般市民に対し、混合バレーボール界をリードし代表する団体として、日本及び世界に混合バレーボール競技の普及・振興を図ることにより、より多くの人々が健康で豊かな人間性を育むための機会の創造に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(2) 子どもの健全育成を図る活動
(3) 社会教育の推進を図る活動
(4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(5) 情報化社会の発展を図る活動
(6) 経済活動の活性化を図る活動
(7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(8) 消費者の保護を図る活動
(9) まちづくりの推進を図る活動
(10) 国際協力の活動
(11) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
(12) 以上に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

①スポーツ大会の開催・運営・支援
②混合バレーボールの普及・啓発
③スポーツ講習会等の企画運営・支援
④スポーツマン及びスポーツ関係者の応援
⑤その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章　会　員

（会員の種別）

第6条　この法人は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法
（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　一般会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2)　賛助会員　　この法人の事業に賛同して賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第7条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書、または電子メールにより理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき
(2)　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
(3)　継続して1年以上会費を滞納したとき
(4)　除名されたとき

（退会）
第１０条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ、目的と反する行為をしたとき
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　　3人以上15人以内
(2)　監事　　1人以上2人以内
２　理事のうち、１人を理事長、4人以内を副理事長とすることができる。

（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること
(2)　この法人の財産の状況を監査すること
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)
第１６条 役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする
4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)
第１７条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)
第１８条 役員が各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)
第１９条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)
第２０条 この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)
第２１条 総会は一般会員をもって構成する。

(総会の権能)
第２２条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 事業報告及び決算
(4) 役員の選任、解任、役員の職務及び報酬
(5) 解散における残余財産の帰属
(6) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)
第２３条 通常総会は、毎年1回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
(2) 一般会員総数の２分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき
(3) 監事が第１５条第５項第４号に基づき招集するとき

（総会の招集）

第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第２号の場合には請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を、招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２５条　総会の議長はその総会に、出席した一般会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第２６条　総会は、一般会員総数の2分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第２７条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定よってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りでない。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第２８条　各一般会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された規定について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の事項により表決した一般会員は、前２条の規定の適用については、出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別な利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　一般会員総数及び出席者数（書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日及び一般会員総数

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第３０条　理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(4) 入会金及び会費の額
(5) 事務局の組織及び運営
(6) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)
第３２条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき
(2) 理事総数の2分の1以上の者から理事会の目的である事項を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき

(理事会の招集)
第３３条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第２号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)
第３４条 理事会の議長は理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる

(理事会の議決)
第３５条 理事会における議決事項は第33条第3項の規定よってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので理事総数の過半数の同意があった場合は、この限りでない。
2 理事会の議事は、出席理事の過半数を持って決し可否同数のときは議長の決するところによる

(理事会の表決権等)
第３６条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす
4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

(理事会の議事録)
第３７条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び、出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあってはその旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)
第３８条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 事業に伴う収益
(5) 財産から生じる収益
(6) その他の収益

（区分）
第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の１種とする。

（管理）
第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則従って行わなければならない。

（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の１種とする

（事業年度）
第４３条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）
第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第４７条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４８条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第４９条　予算をもって定めるもののほか、借人金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５０条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）
第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 一般会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続き開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第１号の事由によりこの法人が解散する場合は、一般会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときの残余財産は、法第11条第3項に掲げられているものの内、総会の議決により決定する。

（合併）

第５３条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第５４条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第５５条 この法人に、この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長並び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５６条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第５７条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑　則

（細則）

第５８条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	大江芳弘
副理事長	佐藤祐一
〃	前田祐一
理　事	八木雄一
〃	前田道昂
〃	松山剛
〃	小池哲幸
〃	国分史郎
〃	井口理恵子
〃	野澤潤
〃	赤石憲子
監　事	小野正也

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成18年6月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

一般会員	団体	入会金　2千円　年会費　1万円
	個人	入会金　2千円　年会費　3千円
賛助会員	団体	年会費　3万円（1口以上）
	個人	年会費　2千円（1口以上）

7　この定款は、平成２７年２月５日から施行する。

本定款は特定非営利活動法人日本混合バレーボール連盟の定款に相違ない。

特定非営利活動法人日本混合バレーボール連盟
（特定非営利活動法人日本混合バレーボール協会）

理事長　大江芳弘 [redacted]

2018年8月28日